

平成 19 年度第 10 回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 19 年 9 月 5 日 (水) 午後 2 時
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

第 10 回定例会議事日程

1 日 時 平成 19 年 9 月 5 日 (水) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 43 号議案 八王子市教育委員会表彰に関する事務処理の報告について

第 2 第 44 号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告について

第 3 第 45 号議案 八王子市体育館処務規則を廃止する規則設定に関する事務処理の報告について

第 4 第 46 号議案 組織改正に伴う名称変更の読み替え発令の訓令に関する事務処理の報告について

第 5 第 47 号議案 八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令に関する事務処理の報告について

第 6 第 48 号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について

4 報告事項

中野地区地域総合型スポーツクラブの設立について

八王子市教育委員会

出席委員 (5 名)

委 員 長	(1 番委員)	小田原 榮
委 員	(2 番委員)	細 野 助 博
委 員	(3 番委員)	川 上 剋 美
委 員	(4 番委員)	齋 藤 健 児
委 員	(5 番委員)	石 川 和 昭

教育委員会事務局

教 育 長 (再掲)	石 川 和 昭
学 校 教 育 部 長	石 垣 繁 雄

学校教育部参事 兼指導室長事務取扱 (教職員人事・指導担当)	由井良昌
教育総務課長 学校教育部主幹 (企画調整担当)	天野高延
施設整備課長	穂坂敏明
学事課長	萩生田孝
学校教育部主幹 (学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当)	野村みゆき
指導室統括指導主事	海野千細
生涯学習スポーツ部長	朴木一史
生涯学習スポーツ部参事 (図書館担当)	菊谷文男
生涯学習総務課長	峯尾常雄
スポーツ振興課長	米山満明
学習支援課長	遠藤辰雄
文化財課長	牧野晴信
生涯学習スポーツ部主幹 (体育館担当)	渡辺徳康
教育総務課主査	福田隆一
学事課主査	松岡秀俊
スポーツ振興課主査	原島洋子
	大貫隆行

事務局職員出席者

教育総務課主査	後藤浩之
教育総務課主任	小林順一
教育総務課主任	星香代子

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成19年度第10回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 4番 齋藤健児委員を指名いたします。

議事日程中、第48号議案につきましては、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 異議ないものと認めます。それでは、それ以外の案件について進行いたします。

小田原委員長 日程第1、第43号議案 八王子市教育委員会表彰に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 それでは、第43号議案 八王子市教育委員会表彰に関する事務処理の報告について御説明いたします。

議案にありますとおり、第37回全国中学校バスケットボール大会におきまして、8月23日に八王子市立第一中学校女子バスケットボール部が全国優勝いたしました。急遽、8月30日に市長への優勝報告を行うということになりましたので、教育長の臨時代理により表彰することといたしまして、教育委員会表彰を行いました。

めくっていただきまして、資料をごらんください。

3の女子バスケットボール部の成績とありますとおり、八王子、東京都の大会を経て、関東中学校バスケットボール大会で優勝しまして、関東地区6区の代表として全国大会に出場して、優勝いたしました。

表彰式、表彰の報告会につきましては、市役所2階の市民ロビーで8月30日の朝行いまして、多くの市民の方等が見守る中で、教育長から表彰状を授与いたしました。

説明は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課の説明は終わりました。本案について何か御質疑、御意見はございませんか。

齋藤委員 このたびは本当に素晴らしい成績で、御連絡をメールでいただきながら、ときどきしながら応援しておりました。ただ、この表彰式のことをファクスで届いたんですけど、見落としちゃったんですね。近かったからぜひ行きたかったんですけど、気がついたときには既に時間が過ぎておりまして、ちょっとそれは残念でした。

大変素晴らしいことであって、もちろんこれは喜ばしいことであり、賞賛することであって、

選手の皆さん及び指導者の皆さんには、本当に御苦勞様でしたと言いたい気持ちがあります。

ただ、こういうときにこそ、ちょっと足元を見たほうがいいかなという感じがするんですね。これは恐らく来年の学校選択制の非常に大きな目玉になっていくだろうと思います。恐らく一中には、今でもかなり周りから行っていると思うんですね。これから八王子の市教委として、この一中を特色ある学校として、バスケの名門校みたいな形にしていくのか、そういう何か少し施策というものをこういうときにこそ考えていけないような感じがちょっとしましたけど。指導している先生も、私の知っている限りだと、恐らく定年があと2年くらいだと思っただけです。ということは、来年度の新生が来たときに、その先生は卒業するまでは面倒見られないということになりますね。そういうところを少し今から、どういうふうはこの学校を位置づけていくのかということを考えていったほうがいい気がするんですね。こういうときに乗じて考えていく必要があるように私は思っています。

小田原委員長　もうちょっと言っている意味をわかりやすく言ってくれるといいんだけど。齋藤さんとしてはどう考えているんだけど、そういうのについて事務局はどう考えているのか、そういうことを聞きたいのか、事務局がどういうふうを考えているのかというのを聞いてから、どういうふうを考えるかということになりますか。

齋藤委員　事務局の方が今回のこの優勝というものを考えて、もちろんこれはおめでたいことなんですけれども、後をどういうふう考えているかということは、ちょっとお伺いしたいところもあったんですけどね。

石川教育長　一つの学校の特色であるわけですね。これは学校がつくっていくものであって教育委員会がつくるものではないというふうに、基本的には考えています。ただ、こういう結果になっていますから、それを教育委員会としては支援する立場にあるわけで、それはやっぱり支援していかなければいけないと思っています。この指導者の存在は非常に大きいと思いますけれども、今の東京都の人事上の問題で再任用制度というのがありますので、今の異動要項では異動年限を越えて残ることも可能ですし、再任用制度を活用すれば、今後まだ当分の間、もちろんその教員が希望しなければできませんけれども、希望するのであれば、そういう方向性は考えていきたい。いずれにしても、今結論が出る話ではありませんので、そういう方向性だけは持っているということだと思います。

齋藤委員　意見をよろしいですか。ちょっと回りくどい言い方になってしまったんですけど、よく話の中で私も言わせていただいているんですけど、やっぱりこれは学校選択制そのものの考え方がちょっと絡んでくるような気もしているんですよ、私自身は、個人的に言わせていただきますとね。地元にもずっといますので、第一中学校のこのめでたいような話になっていきますと、周りからは、やっぱりねたみもあるし、そねみもあつたり、うらやましさもあつたりして、いろんな意見が出てくるわけですね。

現実、石川先生も地域の特徴だというふうにおっしゃっておられるわけなんですけれども、私の知る限り、実際に私がすごく細かく一人一人をチェックしたわけではないんですけど、かなり他区、また他市から住所を移して第一中学校で活動なさっていらっしゃる生徒さんが、恐ら

く今の優勝の中心ですよ。というようなことも聞いているわけですよ。今後、選択制というものの一つの考え方のいい面でもあり、ちょっと考えるところにもあるんじゃないかなという気がするんですけどね。そのあたりを意見としてちょっとつけ加えさせていただきたかったんですけど。

小田原委員長 私からお伺いすると、齋藤さんが考えるところがあるという、その考えるところがよくわからない。

齋藤委員 極めて具体的に言わせていただきますと、今ここで全国大会で優勝したレギュラーの生徒さんたちが、地元のもとの学区の子たちも相当この部活には入っているんですけども、他区から来られた方がほとんどで占めているということが現実としてあったときに、それが是なのか非なのかというようなところで、私自身は、義務教育ということを見ると、高校とは違うから、少しそのあたりが選択制の負の面なんじゃないかなというふうには思っているんですよ。

小田原委員長 そこは私は考えが違うんだけど、逆のことを考えたときに、例えば自分の住んでいるところに非常にすぐれた子どもたちがいて、あるいは人がいて、その方が自分のところからほかのところに出ていくと。例えば齋藤さんのところに行くというふうになったら、私は喜ぶか悲しむかという、私は悲しむと思うんだね。自分のところにとどまらない。とどまらないのはなぜかといったら、私のところがそれを十分活かしてくれるところではないから、齋藤さんのところへ行ったら活かしてくれるから、そっちへ行っちゃったということですね。そうすると、齋藤さんのところは非常にすぐれたところだということだから、それは決して嘆くことではないだろう。じゃ、自分のところに暮らしている人たちがはじき出されるという考え方は、やっぱり考えを変えたほうがいいんじゃないかなというふうには思うんですけど、いかがですか。

細野委員 私も全くそのとおりで、ピンとキリがあって、ピンはやっぱり伸ばすというのが必要なんです。ねたみそねみがあったらもっとやってもいいと思う。僕なんかはもっと「八王子の教育」の中にどんどん、よくやっさと。養成した先生の言葉なんて広報の「かがやく教師」の中でやって欲しいと思っている。みんながそれぞれいろんな得意分野を出せばいいんですよ。その芽を摘む必要はないと思う。他区からといったって、八王子市民のお子さんでしょう。違うの。

小田原委員長 そうでないにしても、峠を越えてきたとしても。

細野委員 八王子市民なんですよ。学校区が違うだけであって、ほかの市から来ているわけじゃないんですよ。

小田原委員長 越境かどうかというのは確かめて見なければいけないけれども、入学は市民の子弟と。

細野委員 だから、学校を選択してくれたんだから、それはそれとしていい。将来的には八王子の市民になって欲しいと思っているし、まさしくそのために選択制をやっているんだということですよ。だから、魅力ある学校をどんどんつくってあげればいいと私は思います。

小田原委員長 魅力ある学校、特色ある学校の一つだろうというふうに考えていいと思うんですけども、いかがですか。

齋藤委員 そうですね。選択制の話題になるたびに私の意見が孤立してしまうんですけども、今、八王子市はこれで進んでいることですから、もちろん奨励していかねばならないんだと思うんですけども、ちょっと引かかっちゃうんです。どうしても、私は、どちらかというところと反対の意見をずっと言ってきたものから。

細野委員 私はそれぞれ特色を持ってがんばって欲しいわけ。今でも、公立校と私立校では結構な評価の差があるわけですよ。そのときに、公立は公立で、もうちょっとがんばって欲しい。そのための一つの契機となれば、どういうものでもいいと思います。スポーツが得意なところがあってもいいし、学力の点でがんばるところがあったっていいし、芸術とか文化でがんばるところがあってもいい。それぞれの特色を活かして欲しい。そのためには、教育委員会自身が率先して、そういう人たちに対して、あるいはそういう教師、学校に対して支援していくというのはとっても大事なことだと思います。金太郎飴を作ったってしょうがない。

小田原委員長 後のほうの資料の中に、文部科学省から都道府県政令指定都市教育委員会宛の通知文があるんだけど、その中に、学区域を変えてもいいということが各教育委員会できちんとした通知が徹底されていないと、学区域を変えようとしても、これこれではなければだめですみたいな言い方をされることがあるから、それを改めるようにということで、この通知が改めて今年の3月に出版されているんだけど、ページで言えば「15」と振ってあるところの資料の1番目のところで「上記事例集において言及されているいじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動と学校独自の活動等については、文部科学省としては、単なる事例ではなく、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由として示したものであること」と、3つ示しているんですよ。この3つ以外でも変えていいということを行っているわけなんですけれど、多くの市町村では、この3つ以外は認めないというふうに言っているんですね。それはいいんですけども、文科省が挙げた事例としてはこの3つがあって、そのうちのひとつが、部活動と学校独自の活動等において、学校を変えたい、学区域を変えたい、ほかのところ、部活動でここに行きたいということは、大いに行っていていいですよということを言っているわけですよ。そういうふうに挙がっているわけだから、これは八王子独自、八王子だけがやっているということではなくて、全国的にこういう方向で勧められているということは御理解していただきたいと思いますが、川上委員、いかがですか。

川上委員 よくわかるのですが、公立校の場合、教員の転任ですか転勤ですか、そういうこととの関係は、今教育長がおっしゃいましたけれども、別な考え方もある。特色があるということは、今回もそうですけど、指導者ということで、その個人の力によるところもあるのかなというふうに思います。ただ、個人の指導者がいなくなった場合を、齋藤委員がとっても心配していらっしゃいましたけど、特色ある学校ということを出した場合には、教員の異動や何かに関しても、弾力的な考え方がこれからは考えられるというふうに受け取ってよろしいわけですね。そうしますと、本当の意味で特色あるというところは生きてくるのかなという

ふうに思いますし、言葉が古いかもしれませんが、親が自分の子どもが活かされる場所、希望する場所に行かせてあげたいというのが親心だということもありますので、今回はとてもよい事として聞いていましたけど、齋藤委員のように先々を心配すると、私は公立学校では当たり前である先生の異動、そういうことに関しては心配していないわけではない。特色が確立されてきますから、その場合、後継者のことについては難しいことが出てくるかなというのはちょっと感じています。

小田原委員長 学校経営の場合に、特色化を進めたときに、例えば校長が、自分がいなくなっちゃったらどうなるかというのは、やっぱり一番心配するところですね。だから、校長は、自分が残りたければ残りたいという意味表示はしなければならぬだろうということはあるですね。それから、教員の異動年限というのは規則で決まっていますが、今それについても弾力的な取扱いができるシステムになっていますから、それを校長がしっかり把握して、残す教員、残さない教員、恣意的ではなくて学校経営上どうしてもというようなところがあれば、それは市教委に校長が意見具申して、それを市としては都のほうに内申するというシステムになっているわけですから、そこは。

それともう一つは、経営の場合には異動なり退職なりということは当然あり得るわけですから、それに対して指導者はどういうふうに育てていくか、継続していくか、これは前々から考えておかなければいけないわけだから、これも当然校長の仕事としてやらなければならないことですから、それができなかつたら特色化、魅力化は進められないだろうと思いますけれども。

齋藤委員 ちょっと最初に発言させていただきましたけれども、どう考えても、私の考えが、今の今、小田原先生の説明を聞いていても、文科省からずっとその流れというのが、学校をこういうふうにやっていこうという考え方に、私の考え方のほうがきっと逆行しているのだと思います。ですから、どうもちょっといろいろ引かかる部分が個人的にあるものですから質問してしまうんですけどね。ただ、今の小田原先生の説明を聞いていても、こうやって東京都のほうからの流れがあるわけですから、私がここで幾らどうこう言っても仕方ない問題だと思います。

細野委員 その考え方はちょっとよくないと思う。お上がどうのこうのという話ではなくて、八王子の教育をどうすべきかということから僕は考えて欲しいんですよ。上のほうがどうのこうのという話ではなくて、公教育として八王子はどういう姿勢でやるのか、学校選択制をどういう思想でやるのか、私は齋藤さんにそこから考えて欲しい。

もう一つ、教育行政で考えると、私は支援したほうが良いと思うんだけど、そのときに、さっき教育長がおっしゃったように、定年かもしれないけれども、それをもう一回再雇用するような工夫をすとか、あるいはこの人は特別自分の趣味でやっているんだというような雰囲気だったら、これは由々しき問題なわけ。だから、そういうものを学校全体として守り立てていく力があるのか。

あるいは、もう一つ聞くと、この全国で1校になったもの、これは「はちおうじの教育」の中でニュースとしても取り上げてあるんですか。既に終わった。

天野教育総務課長 報告会等もありましたし、広報の中でも全市民に発表しています。

細野委員 それで「かがやく先生」という形でこれを取り上げてくださった。

天野教育総務課長 まだこれからです。

細野委員 僕は是非やって欲しいです。それが私の意見です。

齋藤委員 私の言い方がうまくないのかもしれませんが、お上がどうこうというのではなくて、言い方を訂正させていただければ、細野先生がおっしゃるように、八王子市の今の市教委としての考え方、それに対して私はいつも学校選択制について意見を言ってきちゃっているんですよ。お上のことはともかくとして、八王子市教委としてこうやって取り組んでいこうとって取り組んでいる内容に、どうも一人私が、個人的な考え方が引っかかってしまうということだと思います。それでどうしても引っかかるものですから今発言をさせていただいたんですけども、これは私が一人どうしても納得できないからどうこうだという問題ではないですし、やっぱり皆さんで考えていくことなので、私自身は選択制ということ自体にどうもマイナスイメージが強いものですから、こういう発言になってしまうんですね。それは、でも、今皆さんのお話を聞いていて、致し方ないことだと思います。

小田原委員長 「致し方ない」じゃなくて、理解してもらわないと、これは市民の皆さんも含めて理解していただかなければ、この学校選択制というのは生きたものになっていかないと思うんですよ。

細野委員 僕は満場一致がベストだとは思わないんですよ。齋藤さんのような考え方も大事なんですよ。それはそれとして認めた形で、じゃ、教育委員会としてはどういう方向にもっていかうかというふうに考える必要があって、あなたのその考え方は、僕なんかと違うだけだけど、それはそれとして尊重するし、あなたも私の考え方も尊重して欲しいし、あるいは訂正して欲しいし、そういう考え方は大事ななという気がしますよね。それが民主主義じゃないかなという感じがします。

小田原委員長 齋藤さんが心配するのは、ほかのところからいっぱい来ちゃった場合に、地元の選手が正選手になれない、レギュラーになれないというねたみ、そねみが心配だと。それは問題外だと私は思うんだけど、地域の子どもたちが入れないような学校になっちゃったら困る。そこはそうでないように、つまり、パイが一杯になっちゃったら抽選でみたいな話になっちゃうと、これは地元の子どもが家の前に学校があるのに行けないというようなことも起こり得るから、それは避けなければいけないということですよ。そこが心配なんでしょう。

だから、学校が定数を超えたらプレハブをつくって一向に構わないと私は言っているわけです。事務局のほうは抽選でみたいな話になるかもしれないけれども、それは考えていただかなければならないだろうというふうに思いますけどね。

細野委員 もう一ついいかな。学校選択制の思想の中には、お互いに競争するプロセスがあって、Aという学校が一つそれで成功したら、それを模倣する学校が出てきていいわけです。こういうやり方をすると人気が出てくるし、生徒たちが活気を持ってこられるんだなと思ったら、じゃ、うちもやりましょう、あるいはこっちもやりましょうとか、そういう模倣の過程という

のはとっても大事だと思うんですよ。そういうものが例えばビジネスの中では当然起こり得るわけでしょう。それが教育現場の中に起こらないとは限らないと私は思います。だから、プレハブを建てるのもそうだし、あるいは隣の学校でも、やっぱりこれはいいな、我々もやってみましょうと、そういうものがどんどんできてくる。そういう副次効果を出すこと自身が、選択制のとてもいい特色ではないかなという気がしますけどね。

齋藤委員 わかりました。私も当初に細野先生とお話しさせていただいたときに、教育が経済を呼んでくるとかいう発想のお話を聞いたときに、私には全くなかった思想だったものですからびっくりして、またいい勉強にもなって驚いたという経験をしていますので、それがまた大前提としてあるところがあるんですよ。例えば今細野先生のお話の中にありましたけれども、恐らく事務局の方々は把握していると思いますけれども、この第一中学校で指導を受けたいがために、八王子市外からも住所を移してその地区に引っ越して来られている生徒がいるのは事実として、完全に調べたわけではないけれども、これは聞いています。それを細野先生なんかはいいことだと。そうやって学校にどんどん周りから、全国から生徒たちが来て八王子の学校が盛り上がっていくことがいいことだと、最初におっしゃっていましたものね。私はそれを聞いたときに、結構ショックだったんですよ。公立の義務教育の学校の中で、そういう考え方は私はなかったものですから、それが大前提にあるものですから、どうしても平行線なんですね。私はそれは果たしていいことなのかなというのは、どうしても疑問としてあるんですよ。ただ、和は乱したくないですから、当然、八王子市の市教委としてこうやって進んでいっているものに対しては協力はしてきているつもりではいるんですけども。

細野委員 何で来ると悪いのか、僕はよくわからないんだよね。

小田原委員長 公立学校が何でそういう特色を持ったり魅力ある学校になったりしちゃいけないのかというのがわからない。魅力があるから集まってくるというのはいけないことなんですか。公立学校は何でいけないの、そこがわからないんだね。だって、その学校は英語も数学も普通にやっているわけだよ。部活動の時間というのがあって、じゃ、バレー部がないのかといったら、バレー部もきつとあるでしょう。陸上部もあるんじゃないのかな。そういう中でバスケットもやっている。そのバスケットがこういう全国優勝したという話じゃないの。

細野委員 それともう一つ、学校システムは公立学校だけじゃないでしょう。私立もあるわけですよ。私立はそれなりに魅力を立てていると。それを指をくわえてみているだけ、うらやましいな、我々は金太郎飴の学校しかないんだというふうな状況でいいのかなのか。今どこだってそうだと思うけれども、養育費がとてめにかかっているわけですね。魅力的なところへ行きたいんだけど、でも、それはお金がかかっちゃうと。公立学校から見て10倍かかるんだ。そういうお子さん、あるいは親御さんがいるわけですよ。そうしたら、やっぱり公立は公立なりに魅力的にするということはとても大事なことだと思うんですね。そういう選択の幅をどんどんつけてあげるといえるのは、今の世の中で一番大事なことだという気がしますけどね。

小田原委員長 小・中学校だから、義務教育だから今のこのような形でやっているわけですけど、都立高校の場合は、義務じゃないわけですから、進学重点校だとか、あるいは遠隔地だと

か、チャレンジだとか、学校ごとにいろいろな特色を設けて、カリキュラムも別にして、そこにふさわしい教諭を配置するというふうなことをやっているわけですよ。小・中の場合にはそうじゃない形の中で特色を持ってくる。それがよければ、さっきの細野さんの話のように、ほかの隣の学校もやると。だから、そういうことをやっていったら、むしろ齋藤さんじゃなくて私立のほうが文句を言うのだったらわかるんですけどね。ただ、特別なことをやっているわけではなくて、教員の異動があれば、その教員を異動させないような弾力化を求めていくという、そういうことだけですからね。

齋藤委員 第一中学校のおめでたい話から思想論までになってきちゃって私もちょっと責任は感じていますがけれども、ただ、これは何度もいろんなところで私は言わせていただいていると思っていますんですけども、日本の長い教育の中で、どの場所でも同じレベルの教育をだれでもずっと平均的に受けてこられたということは、すごく大きなプラスだと私は思っていますよ。私はそのことを言いたいわけです。だから、義務教育なんですから、同じレベルの高い教育をどんな場所でも同じように受けてこられたことが日本の教育を支えてきたと私は思っていますよ。だから、それを全体的にレベルアップしていくことが必要なわけで、義務教育の中で競争させる必要性はないと思っている。今言ったように、高校になったら自分で選んで行くんですから、もっとこういうところの勉強をしたい、こういうところの特徴ある学校に行きたいんだというものを自分で選んでいくということは当然大切だと思います。でも、私は、中学校までは、どこでも同じレベルの教育を受けられることがベストだと思っています。

細野委員 だから、それが達成されています。 学力定着度調査、例えば八王子を見てくださいよ。平均値があれくらい開いているわけ。同じ教科書を使わせることがそれでいいのかどうなのかとか、いろいろ考えなきゃいけないんですよ。

齋藤委員 それはわかります。

細野委員 そうすると、僕は金太郎飴と言ったけれども、金太郎飴を目指した結果がどうなっているか。必ずしもそうじゃないわけでしょう。伸びたいところはいっぱいあるわけ。これから伸ばさなければいけないところがいっぱいあるわけです。それくらいもう開いているですよ。そこをどうやって考えるか。下のほうがいろいろ工夫しなければいけないわけですよ。上は上でやらなければいけないし。

それからもう一つ、今までのキャッチアップの考え方がそうだったでしょう。欧米に追いつけ追い越せだったわけですよ。そのときには平均的に優秀な人たちをつくらうという、それは国是としていいかもしれない。もうそういう時代じゃないんですよ。いかにクリエイティブな人たちをつくっていくかがものすごく大事な。そうすると、今の教育制度の形でいいのか。あるいは勉強だけの尺度で考えていいのか。スポーツかもしれないし、芸術かもしれないし、いろいろなものがありますよ。いろいろな尺度を持たなければいけない。そういう時代になっているんじゃないかと私は思いますけどね。

齋藤委員 細野先生がおっしゃっていることは理解できます。それはよくわかるんですが、学校選択制がその答えになりますでしょうか。私はそれが答えにはならないような気がするんで

す。言われていることはわかるんですよ。当然そういうふうだんだん学校も変わってこなければならぬと思いますけれども、選択制がその正解だとは思わないんですよ。かえってマイナスのほうが大きいような気がしちゃうんですよ。

細野委員 だから、そのマイナスとは何かと僕は聞きたい。何ですか。どういう場合ですか。

齋藤委員 どんどんいろんな格差が出てくると思いますけどね。

細野委員 学力の。

齋藤委員 すべてのいろんな問題で。

小田原委員長 今、八王子の学校選択制は、細野さんや私が言っているような学校選択制に必ずしもなっていないんですよ。これは前々から言っている話ですよ。何かといたら、兄弟が行っているとか、近いとか、友達が行っているというだけの選択で十何パーセントが動いているだけですよ。それで齋藤さんが言っている格差が生まれているということは、どういう格差が生まれているかという、これは細野さんが指摘した、上の学校と下の学校の平均点が何点違うか。25点違うわけですよ。25点の差が八王子市内の小中学校の中で起こっている。これが何とかしなきゃいけないことでしょう。

齋藤委員 はい、同感です。

小田原委員長 だから、その一つが学校選択制の一つになっていくんですよ。今までやってきてこのような差ができちゃっているわけだから、それを変えるのは選択制だけではないですよ。これも後からの話になって指導室にいろいろ聞かなければならぬことがいっぱいあるんだけれども、そこを、いろいろなものを合わせていくわけで、選択制のマイナスというのはゼロとは僕は言わないけれど、一つのステップアップの段階と考えて活かしていくようにみんなが努力していかなければいけない。だから、この八王子の一中は、みんなが表彰した。僕は残念ながら孀恋あたりに行っちゃっていたものだから参加できなかったけれども、みんながよくやったというふうにこれを活かす方向で、じゃ、ほかの学校はどうしようかというふうに考えていく。競争というのはそういうことだろうと思います。ということなんだけれども、いかがですか。

細野委員 もう一つ。要は、学校の誇りとか、自分たちの学校はこんなすばらしいところなんだと思わせることが、ひょっとすると副次的に学力の定着度も結構高めるかもしれない。そうすると、スポーツで頑張ったのだから、次は武のほうではなくて文のほうでやろうかとか、文のほうで頑張ったから今度は武のほうでやろうと、そういういろんなきっかけができてくると思うんですよ。学校に対する子どもたちの誇りを持たせるようなきっかけづくりとして、この学校選択制というものをとらえることはできないか、あるいはそれを教育行政として支援できないかということだと思うんですよ。

齋藤委員 はい、わかりました。

小田原委員長 齋藤さんの論を進めていくと、そもそもこういう表彰することが、何で表彰するんだという話になってくる。

齋藤委員 いやいや、そんなことは言っていませんよ。

小田原委員長 いやいや、そういうことになる。それもやっちゃいけないという話になる。

齋藤委員 そんなことはないですけど。

小田原委員長 進めていくとね。だから、そうじゃないんだということで考えていきたい。今の細野さんの話、教育長はいつも「文武両道」「文武二道」ということを言っていたわけですよ。そういう学校はできるんだと。やってきたし、つくれたしと。そういうことを目指していかなければいけないんじゃないかと思うんですね。

齋藤委員 わかりました。今の最初の議案で、おめでたい話なんですから、選択制の話のところではちょっといろんな問題点があると思いますけれども、このあとまたいろいろまとめておきます。ただ誤解のないように、私はこの生徒たちは本当に努力して頑張ったということは十分評価しているつもりですし、これは偉業だというふうに思っています。心から拍手を送っている中で、ちょっと引っかき回した意見を言って申しわけございませんでしたけれども、このこと自体についてはすばらしいことだと思っておりますので、生徒たちを本当に評価してあげたいと思います。

小田原委員長 これはいろんな方向に、意見が交わされましたけれども、表彰をしたという事務処理の報告を御了承願いますという議案なんですけれども、この案に対しまして御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 では、御異議ないものとして認めます。では、このように処理願います。

小田原委員長 日程第2、第44号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、続けて教育総務課から説明願います。

天野教育総務課長 それでは、第44号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告について八王子市教育委員会表彰に関する事務処理の報告について、後藤主査から説明いたします。

後藤教育総務課主査 では、第44号議案について御説明させていただきます。

この議案は、平成19年8月30日付、教育長において臨時代理をいたしました市議会定例会提出議案の意見聴取に対する回答について事務処理の報告をいたしまして承認を求めるものでございます。

事務処理の内容でございますけれども、議案を1枚めくっていただいて、右側のページになります。平成19年第3回市議会定例会に提出されますが、八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例設定につきまして、市長のほうから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定による意見聴取を8月30日に照会がされました。議案の送付が9月3日ということもございまして、教育委員会を開催するいとまがなかったものですから、8月30日をもって、教育長の臨時代理で、左側のページになりますけれど

も、異議ないものとして回答をいたしました。

市長から提出されました議案の内容についてですけれども、議案をもう一枚めくっていただきまして、第44号議案関連資料をごらんいただきたいと思います。教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部改正ですが、この条例の中に規定されています退職手当の支給の割合を、勤続1年につき「100分の260」という割合を「100分の245」ということで減額、引き下げる改正をさせていただきました。理由ですけれども、長期にわたる不況が現在も引き続いていると。平成15年度に退職手当の減額を実施いたしました。今もなお引き続き財政状況が厳しい折でありますので、再度退職手当の減額を行うものでございます。

以上のことから、8月30日をもって教育長において臨時代理をいたしまして市長のほうに回答させていただきました。

以上でございます。

小田原委員長 教育総務課の説明は終わりました。本案について御質疑ございませんか。

齋藤委員 今のも、その前も43もそうだったんですが、これは報告になっちゃっているわけで、それでもちょっと何うことはよろしいんですか。

小田原委員長 どうぞ。

齋藤委員 単純にちょっと教えていただきたいんですけども、教育長本人が目の前にいらっしゃいますので大変質問しにくいところもありますが、単純にこれを読んで、「100分の260」とか「100分の245」「100分の15」というのが、何に対しての「100分の15」なのか、具体的な数字が全くわからない。ありました。じゃ、私、資料が引き出せなかったんだ。ごめんなさい。私が見た資料の中には。

小田原委員長 支給率、勤続1年につき。

後藤教育総務課主査 退職手当の支給率が、勤続1年につきまして月額「100分の260」を乗じた額を支給することになっております。

小田原委員長 100万円だとすると260万円になって、260万円に在職年数を掛けるわけでしょう。後ろの四角の中に書いてある。よろしいですか。

齋藤委員 おおよそ今の話でわかるんですが、そうすると、今回のこの理由の中の、八王子の財政というものを本当に考え直さなければならないという理由から考えたときに、教育長だけなんですか。

天野教育総務課長 この条例に合わせまして、市長等の給与に関する条例の一部改正もあります。同様に市長、副市長も、それからあと常任の常勤の監査委員についても減額されているということです。

小田原委員長 説明の仕方が、ここだけやるから。事後処理の案件なんだけれども、事柄は、こういう時代だから特別職があまり給与とか退職金をもらっては申しわけないからという話だよというところから入れば、話がわかるはずなんですね。そういうことだそうですね。

齋藤委員 教育委員という立場で教育委員会の中で話す内容かどうかはわからないんですけども、ちょっと感想として言わせていただければ、私なんかボランティアでいろんな会議だと

かいろんな式典とか地域の中で出させていただきますと、教育長さんとよくお会いすることが、ほとんど出て来られていまして、本当に激務だと思います。土日も、本当によくいらっしゃいますものね。何人かいらっしゃるんじゃないかと思うくらいどこにもいらっしゃるくらい、本当に大変なお仕事だと思っているんですよ。その中で、この「100分の15」という率が合っているのかどうかという問題ですよ。私の中で、この「100分の15」という率が合っているのかどうかという問題ですよ。私は民間で小さな会社を責任を持ってやっておりますけれども、厳しくなってきたときに、代表者も当然下げなければならないけれども、そのままにしておけば会社がつぶれていきますから、従業員みんなで率を下げたいということとはだれでも考えますね。だから、私は、本当にこの理由というものが、八王子の財政が大変苦しくてこれからも再建に取り組む必要があるという理由が大前提であるならば、特別職の方だけではなくて全体を考えていったほうが、500円ずつ下げたって、市職の方々は今2,000人以上いらっしゃいますでしょう。そんなにいないのかな。

小田原委員長 いや、もうちょっといるんじゃない。

齋藤委員 まあ、そんな感想ですね。だから、何か特別職の方だけがこういう責任を被っているということが適切なのかどうかというのが、ちょっと疑問として残るといった感想です。

小田原委員長 感想ということであるわけだけれども、これから予算案編成に関して、その話もたぶん出てくるのではないかと思いますけれども、市独自の内部努力で財政健全化に向けた努力をしているという話の一つがこれなんだということですよ。だから、全職員の給与も下げるべきだという話は、教育委員会の話とはまた全然別なんだけれども、内部努力としてはいろいろやっているんだという幾つかがあれば言っていて、それでこの件は齋藤さんの感想にとどめたいと思うんですけど、いかがですか。答えられますか。

石垣学校教育部長 職員の給与につきましても、一定程度率を下げている経過もございます。それから、行革の中で職員の定数を減らしていくという努力も引き続きやっていますし、引き続きやっていくという方向で今動いているところでございますので、そういう一連の中の一つということで御理解いただければと思います。

小田原委員長 ということですが。

齋藤委員 はい。

小田原委員長 そのほかございませんか。

他区市を比較すると、またより明確になるだろうと思いますけれども、かなり抑えた額だというふうには私は思っているんですよ。抑えているというか、八王子は非常に健全と言えば健全、渋いと言えば渋いということは言えるかもしれない。それが市の事情に見合ったところだというふうには言えるかもしれないけれども、これは全国いたるところの市町村が悩んでいるところだろうとは思いますが。

齋藤委員 ちょっと1点。私、根本的なところでちょっと引っかかったんですけど、これは教育長の自分の退職手当のことに教育長がこの規則に基づいて専決したということになるわけですが、こういう話はあるわけですか。

小田原委員長 これは、そこに書いてあるように、市議会に提案する事柄について市長のほう

から意見聴取を教育委員会が求められたわけですよ。私宛に来てはいますが、それについて教育委員会が定時に開くのでは間に合わなかったものですから、規則に基づいて教育長専決ということで処理したということですから、何ら問題ないところですね。

石川教育長 私も自分のことで判こを押すのは非常に心苦しい面もありましたけれども、ただ、これはたまたま上げるのではなくて下げるということですので、皆さんの御理解をいただけるかなという思いで押ししましたので。

小田原委員長 上げる場合も下げる場合も、これは教育長の仕事としてやるわけですから、下げるのは押したくないといって押さなかったらどうなるか。仕事を放棄したことになるので、これはまた別の問題になるわけで、好むと好まざるとにかかわらず、答えを求められたときに、私たちが答えを出せないものだから、権限委譲されている教育長が仕事をしたわけですね。

齋藤委員 言われていることもわかるし、教育長の気持ちもよくわかる中で私も質問したつもりなんですけど、自分のことを自分で判断して自分で判こを押すということがちょっと。

小田原委員長 自分のことで判断するわけではないんですよ。

齋藤委員 専決したわけでしょう。だから、システムそのものが、どこの責任とかいうわけではないですけど、何かやりづらかったらうなというふうに思うんですね。だから、今後ともこういうことというのが。

小田原委員長 起こりますね。値上げのところでは当然起こるでしょうし、そのときに、値上げのときに教育長がどう判断するかというのは、多分、見物になるのだらうと思いますけどね。喜んで押すか、押したくないけど押しただというふうになるかという話だらうと思いますけどね。

そのほかいかがですか。

それではお諮りいたしますけれども、第44号議案につきましては、御提案のとおり承認するというに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 全員異議ないものと認めます。よって、第44号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 日程第3、第45号議案 八王子市体育館処務規則を廃止する規則設定に関する事務処理の報告について、日程第4、第46号議案 組織改正に伴う名称変更の読み替え発令の訓令に関する事務処理の報告について、及び日程第5、第47号議案 八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令に関する事務処理の報告については、相互に関連しますので一括議題に供します。各案について事務局から御説明願います。

福田生涯学習スポーツ部主幹 それでは、第45号議案 八王子市体育館処務規則を廃止する規則設定に関する事務処理の報告について、担当の大貫主査から説明させていただきます。

大貫スポーツ振興課主査 第45号議案を説明させていただきます。

スポーツ振興行政組織の柔軟性を向上させるため、スポーツ振興課と体育館の組織を平成19年7月16日付で統合しました。これにより、体育館の維持管理及び運営に関する事務処理について規定している八王子市体育館処務規則を廃止するものでございます。

なお、所管内の調整が整ったため、教育長専決にて平成19年9月1日付で規則廃止を行い、本日事務処理の報告として議案に上程するものでございます。

以上で説明は終わります。

小田原委員長 では、続けてどうぞ。

天野教育総務課長 第46号議案につきましては、組織改正に伴う名称変更及び読み替え発令の訓令に関する事務処理の報告についてでございます。担当の松岡主査から御説明いたします。

松岡教育総務課主査 これにつきましては、八王子市体育館処務規則が廃止されたことに伴いまして、裏面でございますけれども、教育委員会訓令第3号によりまして、別表の左欄の職または勤務を命じられている職員につきましては、右欄の職または勤務を命じられたものとする読み替えでございます。具体的には、生涯学習スポーツ部主幹「体育館担当」の職を「スポーツ施設担当」と読み替え、また、「八王子市体育館の主査」以下の職員につきましては「生涯学習スポーツ部スポーツ振興課主査」以下に読み替えを行うものでございます。この事務処理を教育長において行いましたので、その承認を求める議案でございます。

以上でございます。

小田原委員長 では、続けてどうぞ。

天野教育総務課長 では、引き続き第47号議案につきまして御説明をさせていただきます。

第47号議案につきましては、8月31日教育長が臨時代理で行いました八王子市教育委員会事案決定規程の一部を改正する訓令につきまして、事務処理の報告をいたしまして、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、「第47号議案関連資料」の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第45号議案で主幹のほうから説明がございましたけれども、平成19年8月31日をもって八王子市体育館処務規則が廃止されました。これに伴いまして、八王子市教育委員会事案決定規程の第2条第3号に引用されております体育館処務規則の部分につきまして削除するものでございます。あと、第6条の中に、平成15年8月18日に組織改正によりまして、部の名称が変更されている部分もありまして、「社会教育部長」を「生涯学習スポーツ部長」ということで、あわせて改正をさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長 各担当からの説明は終わりました。この3案につきまして、何か御質問、御意見はございませんか。せっかく大勢出て並んでいらっしゃいますから、何か。文言の整理というか、規則を改正したために規則をつくらなければならないという変な規則なんだね。これもそういう規則だからやむを得ない、こういうことですね。教育委員会で決めなきゃならないんだけど教育長の専決で事務処理をしたから、それを認めて欲しいという報告の議題でございます。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 特に御異議ございませんものですから、第45号議案、第46号議案、第47号議案については、そのように決定することにいたしました。

齋藤委員 内容についてはなくて、ちょっとそこまでのところで一つよろしいでしょうか。

小田原委員長 終わってからでいいの。終わってからあえて。

齋藤委員 今回の第47号議案までのところ、内容ではないんですが。

実は、今回、43号議案から47号議案まで、鏡文を見ますと、本当に細かいところなんですけれども、「八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき」という3行は全部同じなんです。じゃ、これは何なのだろうと改めて見直してみたんですよ。そして、この規則というのを見ましたら、先ほども小田原先生はよく理解しながら御発言なさっていらっしゃるのですが、緊急に処理をしなければならなかった事由が生じたか、もしくは教育委員会が招集されるいとまがなかったという大きな理由が、ここの4条なんです。そうしますと、43号と44号議案は、なるほどそうだったろうなとわかるんですよ。ただ、45号も46号も47号議案もみんな同じ理由になるのかなというのが、素朴な疑問としてわいてきたんです。これは本当にいとまがなかったのか、緊急性がそんなにあったのかなと。前回のときでも十分話し合えたのではないかと。過去のデータを見てみますと、この3行が使われることが非常に多くて、鏡文が形骸化されちゃっているところがあるのかなという気がしたんです。正式に考えるとちょっとおかしいんじゃないかというふうな感じがしました。同じ理由でいいのかな、この3行で。明らかに43号、44号、45号、46号、47号議案は、同じ理由で教育長が専決した内容ではないような気がするんです。

小田原委員長 それはだれか答えられますか。

天野教育総務課長 体育館とスポーツ振興課の一元化に伴うものということで、それでいろいろと事務処理をしていくといった中での一連の流れです。その中で、今お話しいただいたことについて、事務的に処理していく中で、これは9月1日に行うということが前提でございましたので、それをやるために教育委員会を開く日程が8月からこれまでなかった中でこういう処理をさせていただいたということでございます。

小田原委員長 47号議案は別だけれども、45、46はわかっていることだから、前回の教育委員会に出せば、教育長の専決でなくてもできたのではないのかという質問ですよ。だから、緊急性を要するか、あるいは教育委員会を開くいとまがなかったということに当たらないのではないかと。4条第1項の規定に当たらないんじゃないか。「基づき」と言っているけれども、基づいていないんじゃないかという指摘なんです。だから、それについて説明できるか。僕はできないだろうと思っているんだけど。

石垣学校教育部長 今回の部分は、一つは、組織を変えるということで、ここの決定を教育委員会の中でいただいて、いただいた上で次の事務手続という流れになる部分かなと思っています。ですから、それは体育館とスポーツ振興課のほうとの部分で、そのときに一緒に出すという手続の方法も一つはあるだろうと思いますし、今御指摘いただいたのは、そういうことで一

緒に出せばそんなことはないのではないのかという御意見だったと思いますけれども、それは一つの方法としてございますので、私のほうもそのへんのところは、同時に進めるべきかどうかということにつきましては、今後の委員会運営の中では、事務局として考えながら進めていきたいと思っているところでございます。

齋藤委員　なぜこれにこだわって今日あえてここで質問させていただいたかということ、この条文をよく読んでみると、これをみんなオーケーにしてしまうと、何でもオーケーなんですね。全部。緊急性の理由、それから招集するいとまがなかったで全部済んじゃう。やっぱりこれは本当に緊急性があった、集める時間がなかったんだという内容のものと、ちゃんと事前に説明ができて話し合いが持てるものというのは分けていかないと、何でもこれでオーケーにしてしまったら、全部これで通っちゃいますよ。この条文をよく読むと、このままで全部オーライと、43号から47号議案までみんな一緒くたにしてしまったら、これから何でもかんでもどんなものが出てきても、緊急性があった、いとまがなかったということで、全部教育長が専決できていけるようになってしまう。やっぱりそこはある程度しっかり分けるべきような気がしたんですよ。

小田原委員長　そんなものは分けられません。

齋藤委員　分けられないですか。

小田原委員長　分けられるものではないんじゃないですか。

齋藤委員　そうかな。

小田原委員長　どれとどれが。そんなことできるの。　できないでしょう。

石垣学校教育部長　専決という部分の中でそれが一つあるというのは、緊急時に教育委員会としての結論を出さなければいけないということがございますから、この条文が一つあるということでございます。先ほど齋藤委員がおっしゃった部分で、私のほうも、組織を変える提案をさせていただいたときに、今の事務処理議案で出ささせていただきましたけれども、そこも一緒に出すということは今後考えていかなければいけない。そうすれば、事務処理議案にはならないはずですから。今回させていただいたのは、9月1日ということがございましたので、そのときはそれを書けなかったものですから、今回ここで事務処理をさせていただいたということで、それで乱用する部分ではございませんので、それは御理解いただきたいなと。

それからもう一つ、委員長からお話ございましたけれども、非常に重要な案件があって、教育長が専決できないものもあろうかと思えます。それはやはり、規則の中にございますけれども、臨時会を開くということはある得るだろうと思っております。ただ、今回の部分については、基本的な部分で組織の改正を御了解いただいた部分がございまして。そのときに一緒に出さなかったという経過の中で、今回、9月1日ということで、その間、委員会が開けませんでしたので事務処理をさせていただいたということでございます。一応そういうことでございます。

小田原委員長　それはどういうことかということ、教育長の専決の条項があるというのは、全部できるというふうに考えていいんですよ。全部教育長ができる、そういうものと私は考えてい

るんですね。それは教育委員会が、こういう定例の会議が機能しなければそれで済んでいくものなんですよ。だから、齋藤さんがケチがあるだろうと僕はケチはつけられないだろうと思うんですね。ただ、異議なしという形で通っていくものというのがほとんど大多数だろうというふうに考えれば、議事進行の効率化のためにも、何も貴重な時間をこういう時間に充てて、説明しなければいけませんから。当然、起案して決定していくものですから、それが残らなければいけないわけだから、皆さん並んで各担当が言わなければならない。一人がまとめて言っていていいんだけど、そうじゃない形をあえてとっているわけですから。それをしているから大変だから、そうでないような形の事務手続もあるだろう。だから、いろいろ工夫しているわけだろうと思いますね。

ただ、学校教育部長のお話がありましたけれども、9月1日に規則が改正がされたときに一緒にこういうものを出せるかどうかという問題だけれど、これだって9月1日の発効になるわけでしょう。とすれば、一緒に出したって一向に構わないというように考えられますけどね。
石垣学校教育部長　　そういう意味で、これから事務局の出します手続については、改めて考え直していかなければいけない、そういうことも含めて先ほど発言させていただきましたので、よろしく願いいたします。

小田原委員長　　47号議案は、私たちは人間だから当然こういうことが起こり得るわけで、それですっとしばらくはもっていた部分もあるわけだから一向に構わないし、読み替えもできるわけだということですから、僕は全部が全部こういうふうにして一挙にやらなければいけないということではないと、柔軟に構えていて構わないと思いますよ。

石垣学校教育部長　　47号議案については規定整備の部分でございまして、これは私のほうの失念でございます。こういう機会に同時にやるという手法がございまして。

小田原委員長　　悪く言えば、どさくさに紛れてここでやっちゃうという話なので、忘れていたとか、見過ごしていたとか、あるいは時期を失ってしまったとかいうのはよくあることなんだけれども、そういうことはごめんなさいという形で出して構わないだろう。

川上委員　　たぶん齋藤委員のおっしゃるところはそこだったと思います。そのことが一言あれば、今みたいなあれはなかったのではないかなという気がいたしました。

小田原委員長　　ということで、よろしゅうございますか。

齋藤委員　　はい。

小田原委員長　　そのほかに何かございませんか。じゃ、報告に移ってよろしいですか。

小田原委員長　　それでは、報告に入らせていただきます。

スポーツ振興課の報告に入ります。

遠藤スポーツ振興課長　　中野地区の総合型スポーツクラブの設立について御報告申し上げます。

このたび、八王子市第3号となる中野地区総合型スポーツクラブが下記のとおり設立されました。設立年月日は、平成19年8月6日月曜日でございます。活動場所といたしましては、

中野北小学校と清水小学校でございます。活動内容でございますが、主なものとしまして、地区運動会、各種スポーツ大会、学校施設開放の運営でございます。活動種目につきましては、ソフトボール、バレーボール、バドミントン、よさこいソーラン、少年サッカー、少年野球、ミニバスケットボール。組織構成でございますが、中野東二町会、中野町甲和会、馬場谷戸町会、中野アパート自治会、中野団地自治会、みつい台自治会、学校施設を利用する10団体でございます。

ちなみに、第1号につきましては、浅川地区総合型スポーツクラブでございます。第2号につきましては、恩方夕やけスポーツクラブでございます。

報告は以上でございます。

小田原委員長 スポーツ振興課の報告は終わりました。本件について御質疑ございませんか。特にございませんか。

第3号ということですが、第1号、第2号の進捗状況はいかがですか。

遠藤スポーツ振興課長 まだ実際には立ち上がって間もないものですから、浅川地区は前年度でございますけれども、恩方地区につきましては今年の6月でございますので、具体的には運動会であるとか、中野に書いてございますものを中心に今活動しています。

小田原委員長 発足して間もなくだけれども、目的に沿った地区のスポーツクラブという形では順調か、あるいはなかなか厳しいものがあるのかということではいかがですか。

遠藤スポーツ振興課長 順調だと思います。ただ、理想的なものとしてはこれからであると思います。順調であると思います。

小田原委員長 やっていく事業は、運動会だとか何とか発表会、ソーランの練習とかいろいろなことがあるだろうと思うんですが、規模がいかがな状況で進んでいるのかということが気になるんですよ。地域として子どもたちからお年よりまで担っているのか、一部団体にとどまっているのか、そういうようなことがね。それは、例えば青少体、青少健なんかは地域の運動会を学校の運動会とは別にやったりしている。そういうところから一步出ているのか、同じものをまとめたような形になっているのか、そういうところが気になっているんですけどね。

遠藤スポーツ振興課長 それは地区によって若干の差はあると思いますが、地区の町会であるとか自治体が集まった総合型として運動会等をやっておりますので、学校とは違う運動会をやっております。

小田原委員長 そうすると、それは昔と同じなんじゃないの。総合型地域スポーツクラブをつくっていると変わらぬのか変わってきているのか、そういうところの検証が必要だろうと。

遠藤スポーツ振興課長 運動会につきましては。

小田原委員長 いや、運動会とは限らず全体として。僕が運動会の例を出したのは、青少健の運動会と違わないんじゃないかと。だったら、地域総合型スポーツクラブなんて変な名前をつけているけれども、何か変な金を使っているだけじゃないのとはならないのかということを知っている。

遠藤スポーツ振興課長 総合型のスポーツクラブということですので、スポーツが中心のように思われますけれども、文化があってももちろんいいわけですが、現在はやはり旧体力づくりの部分でやられた運動会と同じようなものを行っております。

小田原委員長 じゃ、変わらないということじゃない。

遠藤スポーツ振興課長 現在はそうでございます。運動会についてはですね。

小田原委員長 そうすると、何でここでまた中野地区地域総合型スポーツクラブなんていうのをつくらなきゃならないのかという話にならないの。

遠藤スポーツ振興課長 それは、最初の出だしが、確かに地域の体力づくりの団体から成っているところがありますけれども、これからはいろんなそういうような、スポーツだけではなくて、取り入れて、発展していくものですから、今までの体力づくりとは違うものになっていきます。

小田原委員長 何か私のイメージと全然違うんだけど、そうなの。

菊谷生涯学習スポーツ部長 今、課長が申し上げておりますけれども、例えば浅川地区は、総合型地域スポーツクラブが放課後子ども教室、そういうものも受託をして大きい一つの固まりとして事業も実施しております。

それと、あと、地区の運動会につきましては、これはまだ体力づくりが残っている地域もございますので、総合型に移行していない地域がまだ20カ所ほどございますので、それについては今年度もこれから地区の運動会がございますが、体力づくりが中心になってやるというふうに思います。ただ、浅川、恩方、中野につきましては、もちろん体力づくりもそうですが、そこに各種団体が入っておりますので、今までの地区の体力づくりに限らず、より広範囲な団体が集まって運動会をやるというふうに聞いております。

また、浅川が立ち上げをいたしまして、ほかに2カ所できましたけれども、今現在、私どもで把握している範囲では、ほかに10カ所ほど総合型に移行したいということもございます。ただ、当初理想としておりましたものとは若干違っている部分もあるかと思いますが、若年層から高齢者、そういうものについては、今までできている3団体とも取り込んだ中での実施ということになっております。

小田原委員長 ということですが、よろしいですか。

齋藤委員 私が聞かなければならないような内容をみんな小田原先生に聞いていただいちゃったところもあるんですね。私は地域ですっと見てきていますから、うちの地区なんかも当然移行を考えているんですけどね。ただ、小田原先生がおっしゃるとおり、先行してやったところの成功、ここがすごくうまくいっている、ここはちょっと問題点だ、このへんがやっぱり欲しいんですね。私なんか個人的には聞きたいと思います。八王子の教育委員会としても、現状として、みんな移行していこうという考え方でいるわけでしょう。ですから、ただ運動会がどうだこうだと言っているのではなくて、これができたことによって、こういうところがすばらしくよくなった、ここがやっぱり大きな問題点だというようなところの具体的なものが、口頭ではなくて、見させていただけたらありがたいなというふうに思いますけどね。

費用的な問題もいろいろとありますよね。会費制の問題。最初にこの問題ができたときに、受益者負担制度でやるといったところが、地域なんか「えっ、どうなるの。」というところがすごくいろいろと問題点として出てきた。そのあたりが、現実的にやり始めたところが、全く問題なくうまくいっているのかどうか。そのあたりを、こういう報告を受けたときに知りたいですね。

小田原委員長　そういう検証が足りないんですよ。検証してどうだという。始まったばかりだというけれども、そこがどうなのかということを示して、第3号ができたんですよと。そこはもっと進んでいくんですよという話になっていかないと、やる意味がないんですね。当初、課長はいらっしやらなかったんだけど、すったもんだした部分がどこかへ飛んでいっちゃっているわけ。で、地域に御理解いただいた苦労があるわけですよ。そこが、じゃ、どうなんですかというのが欲しいんだね。

遠藤スポーツ振興課長　わかりました。ただ、今スポーツクラブを立ち上げている最中ですので、現実的にはスポーツクラブを立ち上げることがまず第一歩のものと思っております。

小田原委員長　それはもう始まったんだから、第1号をやるときにその話はすべきなの。第3号になったときに「ただ」なんていう話をしちゃだめなんですよ。だから、そこがお役人がやっていることだとなっちゃうわけですよ。であれば、今まで、地域の子どもたちのスポーツ、野球にしるソフトにしる、バレーボールだって、いろいろあるわけですよ。それを取り込むことができるの。そんなことをやっていたらできませんよ。地域の総合型なんて、名前ばかりになっちゃうんじゃないの。だから、市民が健康な生活を送るということだけではなくて、もっと子どもたちのスポーツをどういうふうに育てていくのかということを含めて、こういうのが地域総合型のスポーツクラブなんだから、それは大人まで、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんまでという話なんだから。そこを、第3号を立ち上げるに当たって、まだこれからのことですみたいな話はまずいんじゃないですか。そういうところが非常に気になりますけれども、よろしいですか。これをほうっておくと、そのままになっちゃうんだよ。

石川教育長　まさにこれは官から民へという動きの中で出てきた問題だと思うんですね。今後ハード面については行政が面倒を見る必要があると思っておりますけれども、ソフトの面についてはもう自由にできるわけで、当然のことながら、会費等の問題も含めて、もう少し地域が考えて主体的に進めていくことだろうと思っております。第1号はそういう感触を得たんですけども、第2号、第3号、実際に設立総会にも私は出ましたけれども、そのへんのところあまり感じられない。まだ地域住民の中でこの問題が徹底的に議論されていないから、いわゆる自治会長や町会長のレベルでも十分に理解されていないようなところがあるものですから、今後、そのへんのところをもう少しこちらが徹底して指導しないと、なかなか理想とするものには近づかないなということは個人的には感じておりますので、そのへんのところを今後指導していきたいというふうに思っております。

小田原委員長　わかりました。これは相当厳しいところがあると思うんですよ。だけれども進

めていかなければならないというところをしっかりと踏まえて、生涯学習スポーツ部が全体として積極的にかかわって欲しいと思う。文化も含めてというけど、とにかくスポーツですよ。文化は別。スポーツにおいてどうするかということを引ききって、ただつければいいというのではなく、積極的に育てていく。そのためには検証も必要だということをぜひ進めてください。

じゃ、よろしいですか。齋藤さん、よろしいですか。言いたいことを言う時間がだんだん狭まっていますから、時間もありませんけど、遠慮しないで。後ろにいては、次に言えと言っても言えませんから。冗談抜きで、本当によろしいですか。

齋藤委員 ええ。

小田原委員長 じゃ、スポーツ振興課の報告は以上ということで、よろしくお願いします。

それでは、学事課からの報告をお願いします。

原島学事課主査 それでは、学事課のほうから御説明いたします。

お手元の資料の「市立小・中学校における麻しん（はしか）の特別対策の実績と今後の対応について」をお開きください。特別対策の実績ですが、ここで結果が出ましたので報告いたします。

1にありますように、発症した学校である対象校25校で、麻しん予防接種未接種かつ未罹患の対象者1,630人のうち、接種した者は、5月に33人、6月に82人、7月に57人、合計172人でした。接種率は10.6パーセントでした。

次に、2にあります助成の実績ですが、自己負担で接種した方への助成です。7月に小・中合わせて7件、8月に3件ありました。

3にありますように、今後の対応ですが、実績のこの結果を受け、8月22日に第3回麻しん危機対策会議が開催され、この中で今後の対応策が話し合われました。また、会議直前に部活動をしていた中学生2名に新たに麻しんが発生したということを学校から連絡を受けました。そのことも会議に付しましたが、接種率が約1割と低いことと、新たな麻しん発生がありましたことから、7月31日で終了していましたが特別接種を再開しました。接種期間を8月22日から20年3月31日までとして、まだ受けていない児童・生徒の接種の勧奨をすることになりました。各学校には特別接種再開の通知文を送付しまして、2学期以降も引き続き麻しんについては注意をするように、文書のほうをお出ししました。なお、これは9月15日号の広報、または教育委員会ホームページで周知をしていきたいと思っております。

以上です。

小田原委員長 学事課からの報告は終わりました。何か御質問ございませんか。

齋藤委員 教育委員会の中でもずいぶんこのことについては話し合いをしてきたわりに接種率が低いのは、なぜなんだろうというところは、何か原因を考えていらっしゃいますか。

原島学事課主査 やはり法定接種、小さいころ受けていない親御さんのお考えがありますので、小学校に入っても中学校に入っても接種を拒否するような親御さんが多いのではないかなと想定しておりますけれども。

小田原委員長 10.6パーセントというのは低いんですか。

原島学事課主査 1割りです。1,630人のうちの172人ですから。

小田原委員長 1割も受けたというふうにはとらえられないの。割合は1割なんだけれども、接種率は低いんだけど、判断基準として1割は低いんですか。

原島学事課主査 低いと思います。

小田原委員長 何割くらい受ければ良いというふうに考えるの。

原島学事課主査 私は100パーセント受けてほしかったと思います。

石川教育長 もともと根絶を目指してこの流行期にこういうことを始めたわけですから、1割というのは、私どももなかなか理解できない数字だというふうに思っているんですけどね。

小田原委員長 今受けるというのは、お金は出るの。出ないの。

原島学事課主査 出すことを再開しました。

小田原委員長 ずっとまだ出るの。

原島学事課主査 はい。

小田原委員長 そうすると、お金も出るのに受けないというのは、それで1割というのは、結構受けているというふうに考えていいんじゃないですか。ほとんどゼロだというのに対して1割も受けている。

原島学事課主査 無料で受けられる児童・生徒が1,630人いるのに。

小田原委員長 それじゃ、お金の問題じゃないよね。ということは何かと云ったら、当初乳幼児のときに受けておくべきところを受けていない人たちが、このときになっても受けないということですからね。

原島学事課主査 そうということですね。意識の低さかと思えます。

小田原委員長 意識の低さかな。意識の高さなんじゃないのかな。違う。

石垣学校教育部長 今回、対象校が25校で1,630人いると。それで、その1割ということでございます。この4倍以上の学校がほかにあるわけですから、今回は対象校としなかったもので、それは1,630人に4倍を掛けますと6,000人、7,000人近くいるということになるんですね。そうしますと、来年以降もはしかにかかる可能性というか、異常に発生する可能性は残っているというふうに考えますと、私のほうとしては、できるだけたくさん受けていただきたいと。そういう趣旨で今回はやりましたので、委員長のおっしゃることも私は理解するんですけども、行政の思いとしては、対象校になった1,630人の方には、できるだけ大勢の方に受けていただきたいかったという思いがあって、期待はずれだったということで、事務局のほうで申し上げさせていただきました。また、もっと伸ばしたいという気持ちがございますので、再開して、今回は来年の3月31日まで延ばして対応しようという形で決めさせていただきました。

以上でございます。

齋藤委員 私は医者ではないので細かいところまではわかりませんが、この問題は個人の問題だけではないですよ。その人個人が受けるか受けないかで自分だけが問題であれば、致

し方ないな、低いな程度でもいいかもしれませんが、その一人の問題によって周りにどんどん影響を及ぼしてしまうところが大问题なわけでしょう。だから、もっと意識を高める何か方法を考えていく。PRもしっかりして行って、本当におっしゃるとおりに根絶していくというか、100パーセントということを考えていかないと、一気にバーンとまた広がる可能性は帯びているわけですね。

小田原委員長 僕はよくわからないんだけど、一気に広がるというけど、広がる可能性のあるのは1,630人だけなの。もっとほかにもいるということですか。私たちもかかるというふうに考えて、そういうふうに言えるわけ。

原島学事課主査 そうですね。たまたま発症している学校が25校ですが。

小田原委員長 いや、そういうことじゃなく、そうすると、25校以外の人たちも受けたほうがいいという話になっていくわけですか。

原島学事課主査 接種の勧奨は4月からしておりますので、ただ。

小田原委員長 そうすると、考え方をもうちょっと変えていかなければいけないと思うんだよね。対象者が1,630、この人たちだけが接種すればはしかはなくなるのかということ、そういう話じゃないんでしょう。だから、これが低い、高いの話じゃないと思うんだな。児童・生徒で免疫のない子どもたちを調べることがどれだけできるかという問題がまずあるわけだね。発生しない限りは、今の状況では調べられないんでしょう。

原島学事課主査 そうですね。

小田原委員長 だから、そういう中で、はしかにかかる可能性のある児童・生徒は全部、金を出すから受けなさいというようにするのか。それが根絶に向けた10パーセントではない。根絶に向けて進むには、この高い、低いじゃないことを考えなければいけないんじゃない。

原島学事課主査 もともこの特別対策を実施したのは、東京都が5月以降発症している学校で無料接種、包括補助の対象になるということで、麻しん危機対策会議で、一人でも発症している学校で未接種未罹患の方を対象にまず受けさせようということが根本でしたので、全体となるとまた話が変わってきますので。

小田原委員長 だから、完全になくすとか根絶というふうに言うからそういう話になるんだけど、かかった学校においてはそれ以上広がらせないという意味合いの緊急的な対策だろうと思うんですね。根絶といたら、もっと別なことを考えなければいけないんじゃないですか。だから、本当にそういうふうに考えるかどうか。

石垣学校教育部長 正式決定ではございませんけれども、国のほうが5年計画の中で、今は小学校2年生から受けておりませんので、中学1年になったとき、それから高3になったときということで、5年間計画の中でこれから麻しんの集団接種をして整備という骨格を今出しているところがございますので、それも私ども自治体としては見据えながら対応を考えていかなければいけないだろうなと思っているところでございます。

小田原委員長 5年周期で間に合うの。

石垣学校教育部長 そこは、国がそういう政策を今出しているから、だから。

小田原委員長 厚労省なんか、年金でいっぱい、はしかまで手が回らない中で、国のことを聞いているのではなくて、八王子としてどうするかと。

石垣学校教育部長 そのことについては、今後また会議の中で検討すべき話かなと思います。

小田原委員長 根絶するならばね。根絶するならば、八王子からはしかは出ませんとやるにはどうするかということを考えなければいけないだろうと思います。

じゃ、はしかについてはよろしいですか。

予定された報告は以上のようなのですが、ほかに何か報告することはございますか。

石垣学校教育部長 特にございません。

小田原委員長 委員の皆さんでどうですか。

齋藤委員 一つ、よろしいですか。昨日、ちょっと仕事で八王子市内を走っていたときに、突然雨が降ってきたものですから、仕事が途中でできなくなったものですから、帰り際、ちょうど横山中学校の横を通ったんですよ。それで、ちょっと寄らせていただいたんです。夕方だったんですけども、校長先生及び副校長先生と、ちょっとお話をさせていただいたんですね。前回の定例会の41号議案のところでも私も発言させていただいたんですけども、相手の校長先生及び地域の方々には素人だから、なるべく今の計画を丁寧に説明してくださいねというお願いをさせていただいたと思うんですよ。それは、話しても話しても話し足りるということはない。一生懸命説明していかないと通じないところが山ほどあるからお願いしますということは、頼んできたつもりでいるんですね。

昨日の話の中で、その後どうですかということでお伺いしましたら、8月8日以降、行政の方と話し合ったことは全くないと。じゃ、細かいところまである程度御理解なさっていますかというお話をしましたら、かなり要望に近いものはよく伝えてあるし、いい話ができていて、概ねいい感触でした。ただ、細かい要望について、できるかできないかということについての返答は、まだ理解できていないところが何点かあるということはおっしゃっていました。それと、大きく不安になられていたのは、今現在で21年3月に完成予定というところが、法改正によって若干完成が延びるかもしれないということを行政の方から言われていて、それがどの程度延びるのか何なのかの細かい話は、工程が全く来ないので、非常にそのあたりの予定が立たずに不安だということはおっしゃっていました。

決して何か悪いところのあら捜しをしたわけでは全然なくて、プレハブなんかも非常に立派にいい環境でできていて、いいところをたくさん見させていただきましたけれども、そういう話もありましたので、ぜひきめ細かく現場とお話をさせていただいて、よりいい方向に向かっていってほしいなというふうに思うんですけどもね。

萩生田施設整備課長 横山中の関係ですけれども、職員のほうはほとんど毎日のように学校に行っています。それで、プレハブ等の仮校舎なんですけれども、解体作業から、これから建築工事に移る段階ですけれども、いろんな部分で想定外といいますか、いろんなことが起きるので、その都度相談する状況ですが、学校のほうで理解できていない点は、私のほうでお答えはしています。

それから、法改正ですけれども、これは建築基準法が今年の6月に改正されまして、例の構造計算をもう一回やれということで、建築確認申請をした後に、もう一回構造計算をやれということで、その中身がまだ明確でない部分があるということで、私どもは建築課と調整しているんですが、最近ではまだ明確な期限が見えない部分があります。それなので、学校のほうとすると、ちょっと十分ではないところがあるかと思いますが、私どものほうも建築課と逐次打ち合わせをしながら、情報が入り次第、学校側にはお伝えしていますけれども、決まった段階ではまたお話をすると。

また、実際に建築工事は9月議会で正式に契約を締結しますけれども、始まる前には、地元に対しても、あるいは学校に対しても十分な説明を行うという予定でいます。

小田原委員長　　今のお答えだと、齋藤さんが言っていた、8月8日以来学校と工事関係者あるいは教育委員会との接触がないという話なんだけれど。

萩生田施設整備課長　　8月8日以来ないということはありませんで、ほとんど毎日学校のほうへ職員は行っています。

小田原委員長　　職員は行っているけれども、校長が接触がないと言っているわけだから、そういうことはどうなんですか。

萩生田施設整備課長　　そんなことはございません。

小田原委員長　　じゃ、昨日校長がうそを齋藤さんに言ったということ。

萩生田施設整備課長　　私どものほうは、ほとんど毎日学校へ行っている中で、校長先生とお話をしております。

小田原委員長　　どういうことなんだ。

石垣学校教育部長　　ちょっと食い違うところがございまして、今後、職員が校長のところへ行きまして、もう一回話をさせていただきます。そういう中で、またコミュニケーションがとれて、要望とか工事についてのいろんな問題があれば、そこで解決をしていくということになるかなと思います。施設整備課長も申し上げましたけれども、担当の職員の部分での問題も一つあるかなと思います。ただ、校長とは話をしていますから、そこらへんとの取り違いの部分があるかなと思っておりますので、そこらへんの意識をもう少し高めて、コミュニケーションをとっていきたいと思っていますところでございます。

小田原委員長　　こういう学校改築等の問題でいろんな問題が起きるわけなんだけれども、一つ大きなところは、解体にしても、実際にコンクリを打っていく段階においても、普通の場合、週に1回、工事関係者と施主である教育委員会と学校とで、定期的な進行の打ち合わせみたいなことをたぶんやると思うんだけど、毎日、当然担当者は行って、それぞれの打ち合わせをやりながら仕事を進めていくわけだけれど、進行の打ち合わせのところには学校関係者が入っていないところに問題が起きてきているのではないかという感じがするんですよ。定期的な各部署の工事の設計から、水から電気から建物から、そういう担当者同士の打ち合わせというのは定期的に行われるはずだよね。何会議というんですか。何とか会議というのが行われるはずなんですよ。そこに学校の関係者が出ていない。そこにいろいろな齟齬が起きている。

今度の場合もたぶんそうだと思う。だから、施設整備課が毎日行っているのは当たり前で、そこで校長にも会っているはずだと思うんだけど、それを担当者のほうは、行っているから連絡がついているはずだと言うんだけど、図面を見ながら、あるいは進捗状況はどうかと。今日はここまでいきましたというような進行管理をやっているはずなんですよ。そこがきちんと行われていないための事柄だというふうに思いますので。

萩生田施設整備課長 横山中で言えば、先ほど言いましたけれども、担当者はほぼ毎日行っていますし、今は解体が終わるところで、解体業者とも逐次話をしていますし、必要に応じて学校関係者とも、毎回ではありませんけれども、学校に関係あることについては学校関係者と話をしながら解体工事を進めると。今後また建設工事に入りましても、同じような手法でいこうと思っております。

それから、建築工事で言えば、建築課、施工監理その他の職員はそこに常駐をしているという状況ですし。

小田原委員長 そんなのは当たり前の話で、そういうことを言っているんじゃないの。

萩生田施設整備課長 それで、学校側とも協議をしています。

小田原委員長 それは、協議をしていないから、こういう問題が起こってくるのだろうということを行っているわけだから、そこをきちんとやって欲しいというわけ。

石川教育長 例えば都立高校の例だと、今委員長が言っているように、設計屋さんと業者と行政と学校が入った改築委員会みたいなものをつくっているんですよ。学校のほうは、事務職と教員の代表が必ず入っている。そういうのがあるのかどうかと。

小田原委員長 それはたぶんない、やってないんじゃないかと思う。だから、こういう問題が起こってきているわけ。今回だけじゃないですよ。前の問題だって、僕はそういうところにあると思うんですよ。チェックしていけば、その段階でもっと前に出てくるはずなんだと思うんだけど、そういうのがときどきあらわれてくるのは、そういうところの進行管理が十分でないんじゃないかと思うから、そこはしっかりやって欲しいと。

工事担当者が毎日行っているのは当たり前の話でしょう。工事関係者が常駐しているのは当たり前の話じゃないですか。それがあから、だから、齋藤さんが指摘したような話が出てくるのは、施設整備課が何ら落ち度はないんだという話にしてはまずいわけ。そういう問題が起きてくるというのは、施設整備課が、そのところはそういうことのないように対応していかなければいけない。よろしいですか。

齋藤委員 そういう内容のお願いを私は前回のときもさせていただいたと思っているんですね。恐らく施設整備課の方々も本当に御努力なさっていらっしゃることは十分わかるんですけども、それがうまく伝わっていない現状について私は指摘させていただいたと思っているんですよ。だから、そのところが大変でしょうけれども、より以上、細かい説明をお願いしますということを前回のときもお願いしたつもりでいるわけです。今のお話を聞いていても、やっぱりその食い違いが出るということは、施設整備課の方のほうは説明したつもりでいるんだけど、学校側のほうは受けていないとおっしゃっているんです。恐らくいろんな話し合いは

しているんでしょうけど、ちゃんと説明を受けているつもりにはなっていないんだと思うんですね。やっぱり食い違いだと思うんですよ。だから、大変だと思いますけれども、今以上に細かく現場のほうには説明をしていただかないと、後々になっっているような問題が出てきて、あれがこうだった、ああだったということで、また別予算を組まなきゃならないとかいうようなもったいないことになるといけませんから、十分話し合いはし過ぎるということはないと私は思うんですよ。きめ細かく現場のほうには伝えていただきたいというお願いでございます。

石垣学校教育部長　今回、改めて新しい学校をつくるわけですから、ちゃんとした教育環境ができるような形、これが一番だと思いますので、それに向けて、今お話しいただいたことを含めて、今後の対応はやっていきたいと思っております。

小田原委員長　その中心になるのは、やっぱり設計屋さんだと思いますよ。設計さんが責任を持って、進行がどうなっているのか。行政を含めて、行政が主導というよりは、設計さんが主導するのがたぶん普通じゃないかなと思いますよ。それができないということは心配だということになる。今まで学校の建築のこういうところで問題になっていたのは、そういう設計の段階がほとんどだと思いますよ。ぜひよろしくお願いします。

そのほかいかがですか。

それでは、予定した公開の部分については以上です。ほかにはないようでございますので、ここで暫時休憩といたします。

休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

【午後3時42分休憩】